

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務範囲	業務内容	配置に必要な実務経験年数	基礎研修受講に必要な実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	ア 相談支援事業に従事する者 ・地域生活支援事業 ・障害児相談支援事業 ・身体障害者相談支援事業 ・知的障害者相談支援事業	5年以上かつ当該期間から下記の機関を除いた期間が3年以上 ・老人福祉施設 ・救護施設 ・更生施設 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター ・指定居宅介護支援事業所	3年以上(当該期間から下記の機関を除いた期間) ・老人福祉施設 ・救護施設 ・更生施設 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター ・指定居宅介護支援事業所
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・身体障害者更生相談所 ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者更生相談所 ・福祉に関する事務所 ・発達障害者支援センター		
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ・障害児入所施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設) ・児童自立支援施設 ・障害者支援施設 ・老人福祉施設 ・精神保健福祉センター ・救護施設及び更生施設 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター		
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ・障害者職業センター ・障害者就業・生活支援センター		
	オ 学校教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・特別支援学校		
	カ 医療機関(病院若しくは診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等 ※1を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者		
キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・精神障害者地域生活支援センター ・保健所 ・市町村役場 ・指定居宅介護支援事業所 ・「指定」事業所以外の市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等(市町村の任意の障害児預かり事業や地域生活支援事業など)			

業務範囲	業務内容	配置に必要な実務経験年数	基礎研修受講に必要な実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	② 直接支援業務 ア 施設及び医療機関等において介護業務等に従事する者 ・障害児入所施設 ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・児童厚生施設 ・児童家庭支援センター ・児童養護施設 ・児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設） ・児童自立支援施設 ・障害者支援施設 ・老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・療養病床 ・障害児通所支援事業 ・児童自立生活援助事業 ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・障害福祉サービス事業 ・老人居宅介護等事業 ・病院若しくは診療所又は薬局 ・訪問看護事業所	8年以上かつ当該期間から下記の機関を除いた期間が3年以上 ・老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・療養病床関係病室 ・老人居宅介護等事業 ・特例子会社 ・助成金受給事業所 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム	6年以上かつ当該期間から下記の機関を除いた期間が3年以上 ・老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・療養病床関係病室 ・老人居宅介護等事業 ・特例子会社 ・助成金受給事業所 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム
	イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ・特例子会社 ・助成金受給事業所		
	ウ 学校における職業教育の業務に従事する者		
	エ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・「指定」事業所以外の市町村からの委託や補助金により運営されている小規模作業所等（市町村の任意の障害児預かり事業や地域生活支援事業など） ・小学校，中学校の特別支援学級の担任 ・障害児受入保育所（障害児受入による職員の加配を行っている場合） ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム		

業務範囲	業務内容	配置に必要な実務経験年数	基礎研修受講に必要な実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	<p>ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>(2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現：介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童指導員任用資格者</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>	<p>5年以上かつ当該期間から下記の機関を除いた期間が3年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・療養病床関係病室 ・老人居宅介護等事業 ・特例子会社 ・助成金受給事業所 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム 	<p>3年以上 (当該期間から下記の機関を除いた期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・療養病床関係病室 ・老人居宅介護等事業 ・特例子会社 ・助成金受給事業所 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム
	<p>イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※1)に基づき当該資格に係る業務に5年以上従事している者(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)</p> <p>※1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士</p>	<p>3年以上かつ当該期間から下記の機関を除いた期間が3年以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・救護施設 ・更生施設 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター ・療養病床関係病室 ・老人居宅介護等事業 ・特例子会社 ・助成金受給事業所 ・指定居宅介護支援事業所 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム 	<p>1年以上 (当該期間から下記の機関を除いた期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・救護施設 ・更生施設 ・介護老人保健施設 ・地域包括支援センター ・療養病床関係病室 ・老人居宅介護等事業 ・特例子会社 ・助成金受給事業所 ・指定居宅介護支援事業所 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・介護付有料老人ホーム

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。